

置賜広域行政事務組合告示第29号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の休業日の一部を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第4号）第4条に基づいて、次のとおり告示する。

令和5年11月27日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長 中 川 勝

- 1 施設の名称
置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）
- 2 施設の休業日

区分	休業日	
	変更前	変更後
屋内施設	ア～ウ（略）	ア～ウ（略）
屋外施設	ア～ウ（略）	ア～ウ（略）
臨時休業	（略）	（略）

※ ただし、4月24日及び
10月23日、11月6日は開業
日とする。

※ ただし、4月24日及び
10月23日、11月6日、
12月11日は開業日とする。